

第四十五号議案

江戸川区個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月十九日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
江戸川区個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項及び第二項中「機関」を「執行機関」に改める。
別表第一の五の項を次のように改める。

五 削除

別表第二中「機関」を「執行機関」に改め、同表の十九の項を次のように改める。

十九 削除

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(説明)

子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)及び子ども・子育て支

援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の改正により、幼児教育及び保育の無償化が実施されることを踏まえ、区が実施する私立幼稚園園児の保護者に対する就園奨励費補助事業を廃止することに伴い、個人番号の利用範囲を改める必要があるので、本案を提出いたします。